第２回館山市議会定例会会議録

（第３号）

1　平成２年６月１５日（金曜日）午前１０時

1　館山市役所議場

1　出席議員　２６名

１番　脇田　安保	２番　永井　龍平
３番　田沢　勝信	４番　庄司二三男
５番　岩村　勝弘	６番　山崎　雅己
７番　生稲　陞	８番　鈴木　勝美
９番　山口　康雄	１０番　鈴木　忠夫
１１番　神田　守隆	１２番　榎本　春光
１３番　山中金治郎	１４番　小宮　利夫
１５番　横溝　功	１６番　石井　昌治
１７番　石井　謀	１８番　日下　君敏
１９番　川名　正二	２０番　福原　勤
２１番　辻田　実	２２番　黒川　平治
２５番　渡辺　昭夫	２６番　近藤　好雄
２７番　林　豊	２８番　飯田　義男

1　欠席議員　１名

２３番　流山源次郎

1　出席説明員

市長　半澤　良一	助役　小幡　清之
収入役　渡辺　弘	市長公室長　錦織　茂
総務部長　二通　英雄	民生部長　佐藤　澄雄
経済部長　安西　良一	水道課長　鈴木　信一
教育委員会教育長　福原　修	

1　出席事務局職員

事務局長　川上　義雄	事務局長補佐　兵藤　恭一
書記　鈴木　哲	書記　鈴木　修一
書記　加藤　浩一	

1　議事日程（第３号）

平成２年６月１５日午前１０時開議

日程第１　議案第２８号　館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第２　議案第２９号　館山市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第３　議案第３０号　平成元年度館山市一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認について

日程第４　議案第３１号　字の区域及び名称の変更について
　　議案第３２号　南房総広域水道企業団の設立に関する協議について

日程第５　議案第３３号　平成２年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第６　請願第２７号　米の市場開放阻止に関する請願書
　　請願第２８号　リゾートマンション建設の規制強化に関する意見書提出を求める請願書

開　　議　午前１０時０３分

◎議長（林　　豊君）　本日の出席議員数26名、これより第２回市議会定例会第３日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第１、議案第28号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。── 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第２、議案第29号館山市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。

11番議員神田守隆君。

◎１１番（神田守隆君）　半島振興法によります固定資産税の減税の特例措置の対象をこれまでの 1,900万円から 2,100万円に引き上げようというような趣旨の改正でありますけれども、この特例措置の現状が市内の事業所ではどのようになっているのか。また、今回の改正が市内の事業所にとってどういう意味を持つことになるのか明らかにしていただきたいという点からお尋ねをしていきたいと思います。

まず、現状でありますけれども、もともと私はこの半島振興法による固定資産税減税は、半島地域の振興という点から考えると、極めて一部の事業所にしか適用にならないのではないか。地場産業の振興ということから考えると、極めて偏ったものではないかと批判してきましたけれども、具体的な特例措置による減税額はこの２年度で幾らと見込んでおりますか。また、減税の適用を申請したこの事業所は何件ありますか。その中で最高の減税額、これは幾らになるのでありましょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、今回そうした中で金額要件が引き上げられ、市内の事業所にとってはますますいわば敷居が高くなったということになろうと思うのでありますが、提案理由では半島振興法施行令の一部改正のためだとされているわけであります。この政府の政令が変更になった理由は何だと考えておりますか。実際に館山市内の事業所にとってはそれだけいわば敷居が高くなったわけで、少なくとも市内の事業者にとっては、適用にならないという可能性が出てくることはあっても、よくなっていくんだということは何もないと思うんです。市内の事業所への影響についてどのように考えておりますか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（林　　豊君）　総務部長。

◎総務部長（二通英雄君）　まず第１の特例措置による減税額は幾らかということと、それから最高額、その対象件数についてでございますけれども、特例措置による対象件数と減税額についての御質問でございますが、平成２

年度におきましては11件で 9,857万 6,100円でございます。そのうち最高額が 9,342万 3,400円でございます。

それから、２点目の金額要件の変更の理由についてでございますが、半島振興法施行令の改正によるものでございます。

また、 200万円を引き上げたことによる影響はどうかということでございますが、 1,900万円を超え 2,100万円の間の工業生産設備の新増設がその影響を受けることとなりますが、現時点におきましては該当する企業はございません。

以上でございます。

◎議長（林　　豊君）　11番議員。

◎１１番（神田守隆君）　具体的な適用の件数が11件、そして総額で 9,857万ですか、今のお話ですと。そのうち最高額が 9,362万とおっしゃられましたか。ということになりますと、11件のうち１件がほとんどで、あとはつけ足しみたいなことで、この減税措置というのは極めて特定の企業に集中的に減税がされている、こういうような感を大変強く持つんでありますけれども、率直に申し上げまして11件というのは ── 市内の事業所の中で製造事業所、ここでは ── この減税措置ができたときにも、積極的に働きかけをしながら、製造事業所の地域振興ということからその適用の申請を促していきたい、こういうような御発言があったわけですけれども、いささか11件というのは少ないやに感じるんです。その辺について市としてはもっと多くの製造事業所がこの減税の恩恵にあずかれるようにしていく必要があるんじゃないか、その辺についてどのようにお考えになっておるか。これまでどのようにして、一生懸命やった結果がこうだということなのか、その辺をどういうふうにお考えになっておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それと、そういう点からいたしますと、現状では敷居が高くなった 200万ですか、これの部分については該当はないとおっしゃられているんでありますけれども、本当にそういうふうに考えていいものなのかどうなのか。これまで確かに 1,900万が 2,100万ということで、直ちに直接ということが出てくるか出てこないかというものは、これは市内の事業所に当たってみなけれ

ば何とも言えないかとは思うんですが、今の時点から単純に該当がないというふうな即断をされるのはいささかどうかなと思うんです。そういう点から、特に政令を今度変えて、施行令を変えて 200万円上げたその理由について積極的な何か意味があるのかないか、この辺をどういうふうに考えられておるのか。わからなければわからないということでもしようがありませんから結構ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

◎議長（林　　豊君）　総務部長。

◎総務部長（二通英雄君）　最初の企業の件でございますけども、これは企業が進出してこなければ該当しないわけでございますので、うちの方と ── 市といたしましては企業誘致等はいろいろやってございますけども、現在届け出がございませんのでこういう件数だ、こういうことでございます。

それからもう１点、最後の理由でございますけども、理由というのは特に最近の経済情勢等にかんがみということで、１区画の下限を引き上げる必要があるというようなことでございまして、それ以上の理由は特にございません。

◎議長（林　　豊君）　11番議員。

◎１１番（神田守隆君）　今総務部長さんのお答えで、ちょっと理解の点で私と違う点があるんですが、企業の進出を促すためにこの半島振興法による減税措置がある。したがって ── お話でしたが、もちろん進出してくる事業所に対して適用になるんですが、現在ある事業所、これが設備を増設する、こういう場合にも適用の対象になるわけで、そういう点ではこれから来るという事業所だけではなくして、現在市内にある事業所全部が増設をしたりする場合にはこれの適用対象になり得る可能性を持っている、条件があるんだということで、その辺は私と理解が違うんですが、そういう点では外に向かってこの特例措置があるからぜひ来てください、こういう話よりも、私はむしろ現在市内にある事業所が積極的にこれを活用するということでの指導が必要ではないかという点を言ったわけなんで、その辺私の方が誤解をしているのか、その辺１点お聞かせをいただきたいと思うんです。

◎議長（林　　豊君）　総務部長。

◎総務部長（二通英雄君）　市内の事業所についても新増設、そういうものについては適用になります。

◎議長（林　　豊君）　21番議員辻田　実君。

◎２１番（辻田　実君）　通告した事項の大半はただいま11番議員の神田さんの方から質問され、答弁されましたので、ほぼ同じような質問でございますので、補足的に２点ほど御質問をいたしたいと思います。

第１点は、ただいま質疑がなされたわけでございまするけれども、もう少し立ち入って説明をいただきたいと思うわけでございます。それは、適用企業が少なかった、こういうことでございまするけども、これについては市としてはどういうことだったのか。ただいまの質疑の中にありましたように、進出企業を対象にしていながらも、やはり地元の企業においても施設の増改築等を行う場合には適用になる、こういうことであるならば、この条例が施行されて以来の期間においてただいまの数字ですと余りにも低過ぎたと思うわけでございます。これはもう市長も半島振興法によって地域の地場産業の活性化を図る絶好のチャンス到来ということをあらゆる機関でもって言っている割にしてはその成果が少ないんじゃないかと思うんですけども、ここら辺をどのように考えておるかということをひとつ。

それから、館山市は少ない割合に ── 私はもうちょっと、このもう10倍ぐらいのものがあって、かなりこれによってこの地域の製造業の活動が活発化されるんじゃないかと期待しておったんですけれども、私が期待しているのと現実はかなり今の数字から見てみまするとかけ離れているようでございまするけども、そういう状況の中でもってたとえ金額が 200万円にしろ改悪されると、今までは 1,900万までのものについては適用になったけど、今度は 2,100万円に 200万円設備費が高まらないと適用を受けない。今までですと 1,900万でもって適用受けた。 2,000万円でも適用は受けられた。しかしながら、今回は 2,000万円じゃ受けられない。 2,100万円にならなきゃならないという改悪になる、余計この普及という面でもって館山市の場合にはこの制度の活用にブレーキがかかるんじゃないかと思うんですけども、ここら辺の見解はどのように考えているか。国の法律だからということもあるんでし

ょうけど、館山としてはそこらどう考えるかということ、これが第１点目。

２点目には、先ほどからの質問の中でもって館山市はこれに対する影響はないということでございますけども、この附則の２の中にこの規定は条例の施行日以後に工業生産設備を新設し、または増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、または増設した者についてはなお従前の例による、こういうことになっておるわけでございます。したがいまして、私は── 専決処分というのは極力緊急の場合にのみと自治法に書いてあるわけですから、適用がなければこれはこの議会の議決を経て、専決じゃなくて通常でやってもよかったんじゃないかというふうに思うわけでございまするけれども、この点は専決にしなければならない理由── 先ほどは半島振興法の改正があったからだ、こういうことでございまするけれども、振興法の改定があっても館山市の場合には── 悪くなるんですから、例えば７月の１日から施行するというような形でもってこの条例制定ができなかったか、こう思うわけでございます。

そこで、先ほど部長は全く影響がない、こういうことを神田議員の質問に対して答弁があったわけでございますけども、しかしながら── これは推定でございまするけれども、この申告については年度末に── 税金でございますから年度末にやるわけでございます。今４月の１日から、それからきょうまでの間に設備がされたかされないかということについては把握できないでしょう。年度末いきましてこの固定資産税の減免措置をとる。その場合に── 来年の１月から３月ごろの間にこれをやる。そのときに、この施行日前から── 施行日以降のものについては適用されないということになっていますから、４月の１日から以降のものについては適用にならないわけでしょう、専決処分するために。いいですか。きょうこれが議決されれば、きょうまでの間に施設等がなされているものについては 1,900万円でも適用受けた。しかしながら、 2,000万の設備をこの４月の１日からきょうまでの間行ったとこがあったとする。それが年度末へ出てきた場合には、４月１日施行だから、施行日以降については適用にならないということでございますから、そこについては救済できないんじゃないか。ちょっと意地悪な法律じゃありません

か。国の法律でもって意地悪な場合には、館山市民にとって、館山の中について少しでも法律的にいいように解釈し、いいように適用したらいいんじゃないか。これは法律的に全く問題があれば別ですけれども、要するに法律の通過と、成立と、そして地方で行う実施細則なりに若干ずれがあっても、いい方にずれがあればいいんですけど、悪い方にずれがあるということを専決で行うということについてはどのようなお考えなのか、その点について御説明をいただきたいと思うわけでございます。

以上２点について補足的な質問をいたしたいと思います。

◎議長（林　　豊君）　総務部長。

◎総務部長（二通英雄君）　専決のまず理由から申し上げますが、専決の理由については、４月１日施行令の適用ということでございますので、その施行令に倣って急遽専決処分をしたというものでございます。

それから、影響の件でございますけども、前年度事業に対しまして課税するものでございますので影響はない、こういうふうに申し上げたわけでございます。

以上でございます。

◎議長（林　　豊君）　21番議員。

◎２１番（辻田　実君）　それはもうわかっているんです。ですけども、この法律の ── 前年度ということですから、今度新規に行うものがあるでしょう。それは４月の１日からだ。平成２年の４月１日から ── きょう審議ですから、きょうまでの間に新しく増設されたものについては把握できないでしょうということです。そこでもって、従来であれば 1,900万円までのものは適用になったわけでございますけども、今度は 2,100万円にならないと適用を受けないということですから、例えば 2,000万円の増築をした人があったとする。それをことしの課税額について申告した場合には、４月の15日に例えば増設した、平成２年４月15日に 2,000万円でやったという人については専決処分のために適用が受けられない。こういうことになりませんか。いいですか。これが専決処分でなくてこの議会で成立したということになれば、この期間のものについては 2,000万円でも適用が受けられる。こういうこと

にはならないかということでございます。そうでしょう。これからいってそうしか思えないじゃないですか。

ただ、部長が言われるのは、施行規則が４月１日にさかのぼってしろという、国の方がそうなっておるからそれに基づいたというだけのことでもって、館山市の中についてはそういう影響出てきませんか。私はそれをまずここで確認したいんです、質問の中で。影響がよしんば先にいって１社でも２社でも出てきた場合に、それはやはり市としてその応急措置なり対応をしてやるというのが地方自治体の任務である。国がやって、国によってしわ寄せがどうしても出てしまったというものについては、それはやはり専決処分したという中においてはそこの点をきちんと見て、それによって影響が出るか出ないかまだわからない。市の方もわかんないでしょう。私もわからない。しかし、４月の15日に設備投資した人があるかないかも、これもわからないです。あった場合にどうするかということをやはり法律は想定して、そしてその場合にはこれの救済措置というものを市は行うという対応をしなきゃならんじゃないか、その点がどうなのかということについて私はきちんと詰めておきたい、こういう質問であるわけなんです。この点についてはどういうことなのか、どうなされるのかひとつお伺いをしたいわけでございます。

◎議長（林　　豊君）　総務部長。

◎総務部長（二通英雄君）　４月からこの議会までの間の 200万円の差について、条例を改正しない場合はその適用が受けられるんではないかということだと思いますが、それはまさに先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、それは法改正 ― 半島振興法の施行令の改正ということで一律 2,100万に４月１日から適用になるということでございます。そういうことで、今年度分については届け出をすればいいということでございます。そういうことで、緊急ということで専決をした、こういうことでございます。

◎議長（林　　豊君）　21番議員。

◎２１番（辻田　実君）　ということでしょう。ですから、先ほどのニュアンスですと、神田さんの質問に対しては、聞くとどうも全然全くないように聞こえるわけです。現実的にそういう誤差があるわけでしょう、その専決に

よる誤差というのは。これはやっぱり法律だからといってこれは全部やらなきゃいけない。地方自治体というのは ― 国が全国的にやるから大きいネットでもって法律決める。地方自治体は国が決めればそれでいいんじゃないかというけども、それじゃあ個々の ― 地方の実態に即して、必ずしも即さない。そういう場合については、地方でもってそれを十分に吟味して、そして地方にそれをうまく適用するようなために地方自治体があって、そして地方自治権というのがあるわけですから、そうすると今部長のおっしゃるように国が決まったんだからそうだというだけでもってこれは済ませていくと、今言ったもし出てきたという場合、もしということでも可能性のあるもの ― 少なくても専決処分の間については4、5、6と3カ月間のものがあるんです。これについて、よしんばこの4、5、6の間にこの 1,900万円を超えた設備投資の申請があった場合には ― これは来年度の税金になります。本来であれば、これが専決されておらなければ来年度の税金の中これ適用受けるんです。3カ月間 ― 来年度のものについて適用を受けられないという場合があり得るわけ、物理的に言っても、可能性といっても。このことについては市の方でもまだ把握されておらない。私も把握しておらない。あるかないか全くわからない。わからないけども、わからないものについてはやはりここでもって法律というのはきちんとして処理すべきだと思うんですけども、今回の専決処分そのものについてはそういうことであれば、今言いましたようにその3カ月間のそういう矛盾があり得るという答弁であったわけでございいますから、この点については了解をいたしました。

あとは意見になるわけでございますけども、そこで関連して質問しておきますけども、今後そういう事態が生じて ― 1件でも生じた場合には市独自として新たな対応策を考える気持ちがあるのか。また、そういうことについて検討されたのかどうか。今までないということで突っ張ってきたわけでございますから検討したことはなかったと思うんですけれども、検討する余地があるのかないのか。これは市長なりの方の政治的な見解でございますから、そういう事態が出た場合に検討する余地があるのかないのか、その点について御質問する次第でございます。

◎議長（林　　豊君）　半澤市長。

◎市長（半澤良一君）　辻田議員さんのおっしゃるように政策論ではないんであって、施行令の改正によって４月１日から条例を改正しなきゃいけなかったわけですが、その通知が大変遅く来たんで、このためだけに臨時議会をする余裕がなかったから専決したということでありまして、あくまでも４月１日から施行すべきものでありますんで、御質問のような問題は起こり得ないことだと考えております。

◎議長（林　　豊君）　以上で21番君の質疑を終わります。

他に御質疑はございませんか。― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。

11番議員神田守隆君。

◎１１番（神田守隆君）　私は反対ということで討論をいたします。

先ほど来の質疑の中でも明らかになりましたけれども、非常に市内の特定の企業に 9,000万円を超えるような減税、しかしこれについては国が交付税の中で措置をするというふうに伺っておりますけれども、結果的に市の持ち出しというか、市民の負担といいますか、それは25％ということになろうかと思いますが、それにいたしましても 2,300万を超えるような市民の税金を

つぎ込んで減税をしているということになろうかと思うんです。

こうした現状からいたしますと、今回施行令の改正に伴ってわずか 200万円この適用対象を引き上げるということによって、実際にはその影響は市自身はほとんどないだろうというような御認識でありますけれども、であればこそ、むしろこうしたところへの ― いわば中小のというよりも、むしろ零細といいますか、そういう事業所にあえて減税措置を市民のためにすることについて私はするべきではないか。確かに施行令が引き上げられたということはありましても、その部分については市の単独の事業として行っても決して問題はないのではないか、また市民のその点についての合意も得られるのではないかというふうに考えますので、今回のこの御提案には反対といたします。

◎議長（林　　豊君）　他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

採決は起立により行います。本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（林　　豊君）　起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第３、議案第30号平成元年度館山市一般会計補正予算（第８号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結

いたします。

委員会付託の省略

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討　　論

◎議長（林　　豊君）　これより討論を行います。

討論はありませんか。── 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採　　決

◎議長（林　　豊君）　これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第４、議案第31号及び議案第32号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

21番議員辻田　実君。御登壇願います。

（21番議員辻田　実君登壇）

◎２１番（辻田　実君）　議案第32号南房総広域水道企業団について御質問をいたします。提案されました規約案の第13条に関連して御質問する次第でございます。

第１番目は、第13条第２項の中に、前項に規定する負担金、出資金及び借入金の関係市町村の負担割合は、分賦基本水量と給水量を基準として企業団の議会でもって議決をするという、こういうことになっております。そこでもって、出資金並びに負担金、借入金というこの債務についての負担が館山市においてはどのようになるのか明確にしていただきたいと思うのでございます。

総事業量といたしまして、説明されたものによりますと、659億円という膨大な経費でございます。そして、これに伴って出資金だけでもって182億円、182億円のうち館山市はどのぐらいを受けなければならないことになってくるのか、その割合。正確にはわかんないと思うんですけども、大体このぐらいになりますよという数字はわかると思うんです。それぐらいのことは把握しておきたいというふうに思うのでございます。

さらに、ここの起債等があるわけでございますけども、これについては借入金ということでもってやるんだと思うんですけれども、この負担金によって館山市が――約259億の起債があるわけですけれども、これについてもこの市町村の割合において負担をしてもらう、こういうふうに13条の２項に書いてあるわけでございますけれども、この割合はそれじゃあどのぐらいが現段階で想定されるのか。それがどういう形でもって、何年ぐらいかけて納めるのか。その期間と方法についてどのぐらいになるものか、この２点についてお伺いしたい。

同時に、これは当初の事業目録でございまするから、瀬戸大橋にしろいろいろな長柄ダムをつくるときの経費にしても、当初の事業計画のとにかく３割とか５割増しに膨れ上がっておる。したがって、この予算がいずれ完成年度の平成12年までの間には修正されて増大してくる可能性もあるんじゃない

か。その場合にはどういう形でもって増大した分の市町村の配分割合、現時点においての館山市の割合はどのぐらいになるのか。この点は金の問題でございまするから、後でびっくりでもって慌ててもしようがありませんから、やはりここでもってはっきりとどのぐらいかという大まかなものを把握しておきたい。その点についてはやはり市民においても十分理解してもらうよう我々も宣伝をしなきゃならないわけでもって、どのぐらい負担するのか全くわからないんじゃ困るわけでございまして、そこら辺ひとつわかりやすく教えていただきたい。

それから、２番目にはこの水道料金の問題でございます。この水道料金についても、13条の第１項において企業団でもって料金を定める、こうなっておりますので、この料金の決定がどのようにして定められるのかということでございます。

現在館山市の水道料金は１立方メートル 180円ぐらいではないかというふうに思います。この点については正確 ― いろいろ段階があるからわかんないんですけれども、これは大体普通公表する場合にはどのくらいかということをちょっと教えていただきたい。

県の方に聞いてみましたら、県の相談室では県営水道は平均１立方 220円でございますと、こう答えたもんですから、 220円というふうに答えたその数字というのはどういう形でとらえたか。いろいろ段階があるかわかりませんけども、そういうことだそうでございます。そうすると、今度県の方に聞きましたところ、この水道料金というのは原価方式によって決定されている。したがって、水道工事費が高くなれば水道料金が高く、工事費が安くなれば料金も安くなる、端的に言ってこういうことだ。いろいろな要件もあるけれども、その工事費によってかなりのこの上下が決まってくる、こういうことを言っていました。さもない限りについては大体県の今まである 220円に合わせるけれども、しかし工事費が高い場合にはどうしても高くなるでしょう、こういうことで、その工事原価方式という形をとって料金というのは一般的には決めております。企業団がどうして決めるかわからないけれども、多分どこの町村でもそういう形で決めておるだろうからそうなるだろう。

現在のこの工事費の中から算定し、そして給水見込み等を考えていった場合に、水道料金はどのぐらいなのか。地方の新聞等を見ますると、これは 400円から以上になるだろう、県営水道の倍以上になるということが予想される。その場合にはかなり問題じゃないかということもちょっと指摘されておったんですけども、それはどうなのか。その場合に、市営水道の方は 180円ぐらいでやっているけども、県営水道引いたところについては — 館野、九重はそうでございますけども、ここは 220円から場合によっては 400円ぐらい取って、片一方の倍払わなきゃいけないというようなことが市の中で現実的にできるのかどうか。かつては簡易水道と上水道の料金が違って非常に不評もありますけども、今一本化しましたからそれはないんですけども、この問題が出てきて新規にやるところは全部料金が倍以上、こういうようなことになった場合に私たち心配するわけでもって、この料金の算定がどのぐらいになるのか。その場合に、県と市の料金を一元化するということは、事業団の料金ですから、その事業団の料金に合わせるために市営水道が今 180円ぐらいの倍ぐらいに上げられたということだったら、もうとんだしっぺ返しでもって問題になっちゃうわけでございますので、したがってそこら辺の整合性はどのように考えていこうとするのか、ひとつわかりやすく教えていただきいと思うのでございます。

３番目で、一番問題なのは館山市までの給水見込みでございます。確かに市長さんも言われておりますように、またこの資料の中にも、議案書の中にもありますように平成７年一部給水ということになっているわけでございます。しかし、当初の発表された計画によりますと平成22年完成だ、こういうことでございます。そうすると、12年というのは、やっぱり水道の事業をやる法律の恩恵を受けるために12年で区切って、そしてその後のものについてはまた別に事業費を組んでいくということであるわけでございますけれども、その平成12年までのこの事業費は当初やる22年までの目標の事業の中でもって何割ぐらい消化できるのか。これはもう 100％というふうには見ておりません、県の方に聞きましたらそのように言っていました。

それで、多分給水についてはどうかということでもって、当初の説明につ

いては平成７年に一部給水される。しかしながら、完成は平成22年だということです。館山どうですかと言ったら、館山一番突端だから、最後の館山が完成したときが ― 水が通ったときに完成だということになりますと22年ですかと、そういうこともあり得ますねということですから、そうなると今から20年先の話になることもあります。これは相談室の方ですから専門的じゃありませんけども、私はわかりませんけど、いずれその専門の人たちに聞いてください、こういう話でございました。常識的に考えても、22年の計画、館山が引いたときが完成だ、こういうわけで、たしか一番突端ですからそうなんでしょう。そうすると、一部給水が７年にあるということでございますけども、これが何か館山へ来るような錯覚でもって、館野、九重の地区の人は平成７年まで待とうというようなこと ― 待てないという意見と両方あるそうでございますけども、これはとんだ狂いが出てきてしまう。

ここら辺の給水の見通しは ― 私は県の方に聞いた。これは相談室でしょう、県民の。ここで聞くと平成22年完成だから、それが全部水が終わるというのは22年でしょう、ぐらいかかるんでしょう。だけども、工期を早めてやるようなことをやっているようでございますけど、それにしてもどのぐらいになるかはわかりませんけども、一応当初の計画はそのようになっているようでございます、こういうことでございますから、そのずれ、12年完成というのはこれでもって全部館山では終わっちゃうということなのか。それは先ほどの ― 先般の説明の中でもって終わらない。これは水道事業法の関係で、補助金を受ける関係で12年で切ってあるのだ。当初22年というのはあったけど、22年まではかなりの短縮するだろうと思うけれども、その先については若干継続して新たに提案されるだろうということでございますけども、その22年との関係で、ここのところを少しわかるようにひとつ教えていただきたい。これはリゾートにしたって、未給水地域の館野、九重についてだって大変な問題でもって、これはもう御案内のとおりでございますから、ある程度の正確なところを ― 正確というわけにはいかないと思うんですけども、今見越しているものについて教えていただきたい。

以上３点。４点についてはその既成水道との関係ということで質問してあ

りましたけど、さっき言ったように料金の関係で質問しましたもんですから、以上についてひとつ、何もわからないもんですから、ひとつわかりやすく教えていただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（林　　豊君）　半澤市長。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　辻田議員の御質問にお答えをいたします。

第１点、企業団への出資金についての御質問でございますが、南房総広域水道企業団事業計画案では工事期間を平成３年度から平成９年度、総事業費では約 660億円とされております。これを企業団規約第13条第２項の規定、分賦基本水量で推計いたしますと、当市では工事期間の７年間で計49億円程度の出資が必要と考えております。

企業団の債務負担についての御質問でございますが、事業費の変動によりこの出資額で不足した場合はどうなるかという御趣旨かと思いますが、企業団が事業を行う過程では物価及び起債利息等の変動も予想されますので、その都度構成市町村と協議することになると考えております。

第２点、工事費と水道料金についての御質問でございますが、工事につきましては南部14水道事業体の年度別受水量に合わせ段階的に施設の建設を進め、平成７年度に一部通水を開始、平成９年度には完成、総事業費約 660億円の計画が示されました。平成７年度の給水開始後の給水原価はトン当たり約 400円程度と想定されます。このことから、県では水道事業への影響を考慮しまして、企業団の用水供給単価を九十九里水道企業団並みにしたいとして、現在助成方法、額等について検討していると伺っております。

水道料金につきましては、企業団の料金決定を受けて、さらに館野、九重地区の未給水地域の解消等当市の拡張計画とあわせまして料金の算定をいたしたいと考えております。

次に、館山市までの給水見込みについての御質問でございますが、当市までの送水管布設工事が平成７年度に完了、同時に一部通水を開始する予定でございます。

最終目標年度が平成22年度から平成12年度になった理由は、水源開発促進法に基づき、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の目標年度が平成12年度とされていることによるものでございます。

以上、答弁を終わります。

◎議長（林　　豊君）　21番議員。

◎２１番（辻田　実君）　この案件は総務委員会に付託されるということでございますので、私は初め総務委員会でないと思っておったもんですから、また委員会の中で審議したいと思うわけでございますけども、省略しますけど、やはり平成３年から９年までの間に49億円を出資金として市が払うということになりますると、もう館山市のほとんどの事業計画というのは何もできない、このためにもうあっぷあっぷしてしまうというような事態もあるわけでございまして、ここら辺 ── いろいろな事業計画等もあるようでございますけれども、リゾートの開発その他ありますけれども、今までいって７年間でもって49億ということですから、この負担というのは大変 ── これの論議はここでやるとちょっと長くなりますので、委員会等でもってこれと今後の市の事業の進展等とも相談していきたいというふうに思います。

それから、やはり２番目のこのトン 400円ということでございまして、いろんな措置が講じられれば安くなるだろうということでございますけども、市の単価の約倍ですから、ここら辺についてもやはりかなり計数的にどうなるか。余り引いて結構だと。じゃあ館野、九重引いたときには市営水道の倍だなんていうことになったら、これはまたその時点でもって大変なパニックが起きるわけでございますから、こうした点についてはまた後ほどに譲りたい。

期間についても、私は平成22年というのはかなりの具体的なあれだと思うんですけども、利根川水系の利用計画法ですか、これに基づいて結局12年までやらなきゃいけないから12年までやるんだ、こういうことでもってその12年間の短縮ができるのかどうか。言葉で言っておいて現実的にはそうはいかない。やっぱりこれはかなり現実的には困難だろう、いろんな面からということで言われておりまして、それをコンパクトに言って ── 言うのは簡単か

もしれない。現実性の問題についてはこれからいろいろな調査検討、こういうものをしなきゃいけないんじゃないかと思いまして、こういう点については今後深めたいというふうに思うんですけど、これについての答弁はまた委員会等の中でもっていたしたいと思いますので、これは再質問という形の中で、以上の点についてここでもって特に何か答えることがあれば答えていただきたいと思いまして、この答弁についてはかなり膨大なものになると思いますので、委員会に譲っていただいても結構だと思いますので、以上再質問をいたしたいと思います。

◎議長（林　　豊君）　以上で21番議員辻田　実君の質疑を終わります。

次、11番議員神田守隆君。御登壇願います。

（11番議員神田守隆君登壇）

◎１１番（神田守隆君）　議案の第32号南房総広域水道企業団の設立に関する協議についてお尋ねを申し上げます。

この議案の説明資料の29ページあるいは28ページ等によりますと、利根川からの水を水源にして、安房、夷隅17市町村で共同して各市町村などの水道事業体に用水供給事業を行おうとするための水道企業団を設立しようとするものであります。安房地区の水問題は今に始まったことではなく、長年の懸案事項でありましたけれども、私は今回の利根川からの水を水源にしてというこの構想には大きな問題点があり、率直に喜べないものがございます。

まず第１点は、この用水供給事業における千葉県の役割、責任についてどのように考えているのかという点でございます。地域の振興にとって水問題は死活的に重要な課題であります。それはある意味では道路などの交通網整備よりも決定的な問題です。それだけ公共性の高い問題であります。道路も幹線は国道であり、県道としてそれぞれ国、県において整備されます。神奈川県ではいわば水の幹線に当たる用水供給事業は県営事業として実施しています。千葉県にあっても県南部地区に対して県が県営事業として実施するのが本来の姿でなければならないと思うのであります。同じく用水供給事業を市町村で実施しております九十九里水道企業団の市町村では、その県営化を求める意見書を決議しております。今回の提案では県は企業団に全く参加を

していませんが、この用水供給事業における県の役割や責任についてどのように考えているのでありましょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、構想では利根川からの配水管を通して水を持ってくることになりますが、相当に高い水になるのではないかというのが市民の一番の心配であります。市営水道のトン当たり原価は63年度で 162円42銭でありますけれども、用水供給のトン当たりの原価は先ほどのお話では 400円ということでございましたけれども、大変大きな負担が来ることになろうかと思うのであります。問題は、その負担をだれがどのようにするのかが当然大きな問題になろうかと思うのであります。市民の水道料金の高騰を招くことになります。市はこれまで市民への過大な負担増とならないようにするということを再三言ってまいりましたけれども、例えば県の高料金対策補助金にいたしましても、市の負担があった場合に県も補助をするというもので、市の財政負担も大変大きなものが考えられます。この対策について、先ほどの辻田議員への御答弁では大変簡単な御答弁で詳しい内容がわかりません。ここのところが一番市民にとっても知りたいところかと思いますので、改めてどのように考えておるのかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

さらに、水質の問題も心配でございます。利根川の水は長柄町の長柄ダムにためることになりますけれども、この長柄町は千葉県の産廃銀座とも言われるほど産業廃棄物の問題が深刻なところであります。このダム周辺から産業廃棄物が流れ込むという心配はないのでありましょうか。水質の保全のためにダム周辺の環境保全のための規制などの対策は考えられているのでありましょうか。

また、利根川の水といっても佐原で取水する水であり、プランクトンなど富栄養化による水質悪化の心配もあります。臭い水を年じゅう飲まされるということになっては困ります。富栄養化対策についてはどのように認識をしておりますか、お尋ねをいたします。

以上、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

◎議長（林　　豊君）　半澤市長。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　神田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、用水供給事業における県の役割と責任についての御質問でございますが、県は水道法第５条の２の規定に基づく広域的水道整備計画を定めることとされております。今年度は事業認可等のため、促進協議会へ県から18人の職員が派遣されており、来年度以降も相当数の職員の派遣を予定していると伺っております。用水供給事業に対する助成等も検討し、また昨年の９月県議会でも支援協力する旨の答弁がなされておりますので、当市といたしましても助成等につきまして引き続き要望してまいりたいと考えております。

用水供給のトン当たりコストの見込みについての御質問でございますが、先ほど辻田議員にお答えいたしましたように、給水原価で約 400円程度と想定されております。

水道料金が高騰するのでは、その対策はという御質問でございますが、先ほど辻田議員にお答えいたしましたように、当市の拡張事業を含めた料金が定かでございませんが、水道事業の公益性を踏まえ、影響を最小限に抑えるため、財政援助を県及び関係機関に要望してまいりたいと考えております。

次に、水質保全措置はどうかという御質問でございますが、既に九十九里水道企業団が水道水として長柄ダムから取水し、供給しており、特に問題は起きておりません。しかしながら、長柄ダムは利根川の流水を貯留することから、滞留時間も長くなり、水質の変化も予想されます。したがいまして、将来の水利用については、利根川等河川はもとより、長柄ダムの水質監視体制の強化を図るとともに、必要に応じ施設整備等で対処するよう要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

◎議長（林　　豊君）　11番議員君。

◎１１番（神田守隆君）　私はこの水道事業体が ── 結局は各市町村が出資をして行う、あるいはその水道企業体が出資をして行うというようなことで、結局は用水供給事業を含めまして地元の責任でやるというのはいささかどうか。県は補助をするという形でいろいろと議論はされておるんでありますけれども、きちんとやはり県が水道企業団の中に本来はやっぱり参加して、県

の ― むしろ私は本来県営でやるべきだというのが年来の主張なんですけれども、それができないなりも、県が企業団の中に参加をするということは大変必要なことではないかなと思うんです。現在県内には用水企業体、用水の供給事業体が九十九里あるいは北千葉、東総、君津、印旛ということで既にあるわけで、こうした中で県が出資をしている用水供給事業もあるんではないかなと思うんです。この辺についてどういうふうになっておりますか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどのお話で ― 料金問題ですけれども、コストは 400円が見込まれる、こういうお話でございました。九十九里企業団では当初見込んだ工事費用が実際やってみたら 2.5倍かかったんです。これいろんな事情があるんですけれども、そうすると県が出資もしていないということになった場合に ― 今計画では 400円ですよという計算は出るかもしれません。しかし、実際に工事をやった場合にこれより安く上がるということは経験的にはまずないんです。むしろ高くなってしまった。それも１割、２割というレベルではなくして、何倍というような形で工事が実際にはかかってしまう、こういうことは水道事業の場合には珍しいことじゃないんです。単純に考えますと、 400円で見込んだものが結果的に市民の負担が、コストが 600円だとか、そういう金額にはね上がるということも十分考えなきゃならん。問題はそこなんです。

私が再三県の責任を明らかにしろと言っているのは、結局県がそれに参加をしないということになりましたら、補助はしますよという立場では基本的には問題解決しない。そういう場合の危険負担だれがするのか。実際に工事をやってみたら倍かかっちゃいましたけれどもしようがありませんね、皆さんで負担してくださいという形になったんじゃ、これはだまされたも同じになりますから、そういう場合に千葉県が県の責任で皆さんにはこれ以上の責任はさせないんだ、せめて市町村の上限はここですよというものを示しておかなければならないんじゃないか。それにはやはり県の責任という形で、きちんとした形で参加をするということは私何か必要ではないかなというふうに考えているわけなんですが、そういう点で県は今補助の仕方について考え

ているんだというんですが、上限の設定なんかというものはどうなんでしょうか。その辺での県の責任というものをどのように考えられておるのか。

さらに、水質の問題でありますけれども、これは三芳水道の問題でもさんざん勉強させられた新しい問題ですけれども、大変重要な問題だという認識を新たにして、あれは煮ても焼いてもにおいは消えないといいますか、本当に困る話で、御飯を炊いても御飯まで臭くなっちゃうんですから、本当に — 三芳水道だけだったら、隣の市営水道へ行って何とか御飯の水だけはということになるかもしれませんけども、これは全部なっちゃいますと、君津の方まで行って水を借りてこなきゃならんということになりますし、大変な問題だろうと思うんです。

それで、水質監視の問題について十分研究をしていただくという御答弁がありました。そこで、これは確かにいろんな研究がされておって、新しい技術やなんかもどんどん出ているようでありますから、ぜひそういうことについて積極的に — 今まで幸いといったら — こういう問題はなかったもんですから、余り関心が私自身もなかったんですが、非常に研究もされてどんどん新しい方式が出ているようでありますから、御研究をいただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、産廃なんかの問題含めまして、長柄ダム周辺の規制という問題が県において — この長柄町も当然関係するわけですが、こうした産廃に対する措置というのは考えられておるんでしょうか、御答弁いただけなかったんでお願いいたします。

◎議長（林　　豊君）　水道課長。

◎水道課長（鈴木信一君）　３点につきまして御答弁申し上げます。

まず、第１点の用水供給の関係で、県が出資をしている用水供給企業体ということでございますけども、現在御指摘のとおり５つの用水供給企業体ができてございます。その中で県が — そこから用水を受けておりますところは北千葉、それから君津企業団、この２つが用水供給を受けておるわけでございます。

それから、２番目の相当原価が高くなる。県の制度化は考えていないか。

その上下を定めるあれがないかというような御質問でございますけども、これは先ほど市長答弁いたしましたように、一応 400円という数字は出ておりますけども、あくまでもこれは概算でございまして、これは県の補助措置が全く入っていないわけでございます。これは県のこれから制度化を、ある程度そういったものを考えていかなきゃいけない。支援協力するという中で検討してもらわなきゃいけないことでございますけども、考え方といたしましては、既に利根水系から房総導水路を利用いたしまして、長柄ダムから取水し、供給してございます九十九里用水供給企業体が既にできてございます。そこの用水供給単価が現在 181円23銭だということでございますんで、南房総広域水道企業団が平成７年に一部通水する時点では、 181円を基準にして、相当物価の変動等あって約 220円程度になるんじゃなかろうか ― これは協議会ではじいた数字でございますけども、県もそこらの用水供給を既にやっておる九十九里の料金体系をひとつ参考にして、その程度は助成をするような考え方で進んでいくというようなことを伺っております。

それから、３番目の長柄ダム周辺の産廃の問題でございますけども、確かに御指摘のとおり、朝日新聞等では長柄ダム周辺に産廃の不法投棄がされたというような新聞も承知してございます。私もあの長柄ダム行ってみたんですが、確かに平地につくられまして、集水面積はさほどございません。したがって、房総導水路からの受水をそこに滞留しておくというような、ためておくというようなダムでございまして、その周辺に対する監視はこれから厳しくしなけりゃならん。まして南房総、それから九十九里の方々に用水供給するんでございますんで、当然そこいらは十分管理をしております水資源公団等にも要望いたしまして、その安全性を再度確認をいたしまして、必要になれば要望していくというふうな考え方でございます。

以上でございます。

◎議長（林　　豊君）　11番議員。

◎１１番（神田守隆君）　220円程度というようなお話がされて、県の方とも実務レベルでは話がされているということで、 220円が適当というふうに考えるかどうかという議論は、それはしなきゃいけないと思うんですが、現

在でしますと、市としても市営水道から見れば、220円 ― 今 162円ぐらいですから、220円ぐらいのコストとなると、それなりのコストアップということに割り返してみれば出るわけですから、市営水道をできる限り市民の負担にならないように、どこがそのできる限りなんだという話は具体的な問題でありますから、この金額そのものが適当かどうかという問題はやはり大いに議論をしなきゃいけないと思うんですが、そこで私もっと心配することは、九十九里企業団の場合、県営水道並みにとにかくやります、だからこの九十九里企業団に皆さん入りなさい。そのために保障ということで知事が地元に覚書も出して、一札も入れますということで一札入っているわけです。ところが、実際始まってしまったら違っちゃっているわけです。県営水道並みにという約束で始まって、現実にはその倍というような金額を水道料金でみんな負担せざるを得ないという状況が生まれちゃっているわけです。確かにあの文書を正確に読めば、県の方だって言いわけできます、それは。努力するという項目だから、実際にやると言ったわけじゃないと言えば、それは言えますけども、しかし県がそういう政治姿勢を示したということでみんな期待をして踏み出したわけです。だから、今 220円 ― 事務レベルで、実務レベルで 220円程度にという話がたとえあったといたしましても、またそれが議会で議論がされたといたしましても、いざ始まったら県はそんな約束した覚えないといって、結局は皆さんの市町村でやる事業なんだから、その市町村で責任は負いなさいと言われたらこれどうにもしようがないです。そういうふうになったのが九十九里企業団の現実ですから、だから九十九里は県営に戻してくれという話をみんな議会でやっているわけです。

そういうことを踏まえた場合に、私は少なくても県の方からその辺について ― 九十九里の企業団のときに一札を入れたというやり方が適当かどうかということはしなきゃいけないですけれども、少なくとも県知事がその辺についての明快な約束を ― 議会でやればいいのかどこでやればいいのかという議論はありますけれども、少なくてもこの南房総地域に住む住民に対して明快にする必要があるんじゃないか。それがないとなかなか前へ踏み出せないという気がするんです。その辺は、これは市長さん、政治的な問題として

どういうふうにその辺 ― 市長さんの方で県知事から何とかその辺の一札をもらいたいというふうな、あるいは県議会での答弁を促したいということになるのかわかりませんけども、どういうふうにお考えになっておるか、その点についてお聞かせをいただきたいと思うんです。

◎議長（林　　豊君）　半澤市長。

◎市長（半澤良一君）　神田議員の御質問の御趣旨は大変納得のできるところでございまして、住民の負担が過大にならないように県への財政的な要請は、これは今後あらゆる機会に強く要望しなければいけないと考えておりますが、とにかくまず水を通すということ、水をここまで持ってくるということがまず先決問題でございますんで、そういうことに努力をしながら、一方で財政負担の軽くなるような、同時に財政負担の軽くなるような方法で努力したいと思っています。

◎議長（林　　豊君）　以上で11番議員神田守隆君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑はございませんか。 ― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号の各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

議案の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第５、議案第33号平成２年度館山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質 疑 応 答

◎議長（林　　豊君）　これより質疑を行います。

通告はありませんでした。御質疑はありませんか。 ― 御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となっております議案第33号は、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

請願書の上程

◎議長（林　　豊君）　日程第６、請願第27号及び請願第28号の各請願を一括して議題といたします。

委員会付託

◎議長（林　　豊君）　ただいま議題となりました各請願は、６月８日議会運営協議会開催までに受理したものであります。

お手元に配付の請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

延　　会　午前１１時１６分

◎議長（林　　豊君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（林　　豊君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明16日から21日まで委員会での議案審査のため休会、次会は６月22日午前10時開会といたします。その議事は、議案第31号乃至議案第33号等に係る委員会での審査の経過及び結果の報告、討論、採決並びに追加議案の審議といたします。

この際申し上げます。各議案に対する討論通告の締め切りは６月22日午前９時でありますので、申し添えます。

◎本日の会議に付した事件

1　議案第２８号乃至議案第３３号

1　請願第２７号及び請願第２８号